

議案第30号

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市児童クラブ条例（平成17年山陽小野田市条例第112号）の  
一部を次のように改正する。

第5条第3項中「午後6時まで」を「午後6時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号参考資料

山陽小野田市児童クラブ条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育日及び保育時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、保育時間を、小学校が授業を行う日においては授業終了時から<u>午後6時30分まで</u>、小学校が授業を行わない日においては午前8時から<u>午後6時30分まで</u>延長することができる。</p>	<p>(保育日及び保育時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、保育時間を、小学校が授業を行う日においては授業終了時から<u>午後6時まで</u>、小学校が授業を行わない日においては午前8時から<u>午後6時まで</u>延長することができる。</p>